

湖西市規則第 16 号

湖西市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 23 日

湖西市長 田内 浩之

湖西市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

湖西市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 24 年湖西市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「省令」という」を削る。

第 2 条を削る。

第 3 条の見出しを「（指定等の通知）」に改め、同条第 1 項中「前条」を「障害者総合支援法第 51 条の 20 第 1 項及び児童福祉法第 24 条の 28 第 1 項」に、「指定通知書」を「指定（指定の更新）通知書」に、「様式第 2 号」を「様式第 1 号」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、障害者総合支援法第 51 条の 21 第 1 項及び児童福祉法第 24 条の 29 第 1 項の更新の申請があった場合について準用する。

第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条の見出しを「（廃止等の届出）」に改め、同条中「第 24 条の 32」を「第 24 条の 32 第 1 項及び第 2 項」に改め、「による届出」の次に「（事業の廃止、休止又は再開に係るものに限る。）」を加え、「省令第 34 条の 60 及び児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 7 に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書（様式第 3 号）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては」を削り、「様式第 4 号」を「様式第 2 号」に改め、「、それぞれ」を削り、同条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

様式第1号を削る。

様式第2号中「第3条」を「第2条」に、「指定通知書」を「指定（指定の更新）通知書」に、「指定申請」を「指定（指定の更新）申請」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第3号を削る。

様式第4号中「第4条」を「第3条」に改め、同様式を様式第2号とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。